

意見書（案）第5号

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に当たり円滑な移行を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	前 田 ま い
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	紫 野 あすか
〃	〃	栗 原 けんじ

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に当たり円滑な移行を求める意見書

岸田政権は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることが正式決定した。移行は5月8日の予定とのことである。現在は2類以上の対応が可能な「新型インフルエンザ等感染症」に分類され、感染者の全数把握や、医療機関や感染者への公的支援などの根拠となってきたが、今後は医療費の負担増、診療報酬上の特例措置や病床確保料、高齢者施設等への検査・医療支援などの見直しなど、各種のコロナ対策の施策の見直し、縮小・廃止の方針を示している。

しかし、新型コロナウイルスの感染力は高く、昨年末からの第8波では感染者数の急増で死者数も多く、高齢者・障がい者施設でのクラスター発生、医療体制の逼迫が続いている。専門家からは、流行の波を繰り返すたびに医療体制が逼迫する疾患を5類に当てはめていいのかという意見や、公費支援の縮小によりコロナ専用病床を一般病床に戻す動きが出るなどコロナ対応をする医療機関が減少するおそれもあるとの指摘も出ている。

5類感染症に変更しても、新型コロナウイルスの性質が変わるわけではない。5類引下げがコロナ感染症を軽視する誤ったメッセージとなり、大型連休明けの類型変更後に、新規感染者数が大幅に増えることが懸念される。

また、新型コロナの医療費の負担増が行われれば、経済的理由で受診をためらい、診断が遅れて重症化する事態も生じかねない。高齢者・障がい者施設での定期的なPCR検査等が行われなくなれば、感染拡大がさらに深刻になるおそれもある。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、国民、保健医療の現場に混乱を生じさせない円滑な移行を実現するとともに、現場の声を踏まえ、地方自治体とも十分に協議した上で万全の対策を講じるよう、下記の事項を強く求める。

記

- 1 類型変更にあたっては、地域医療に支障を来さぬよう、十分な準備期間を設けた上で、財政措置を含め、激変緩和のための適切な経過措置を講じながら、段階的に移行していくこと。
- 2 高額な医療費について、他の疾病における費用負担との公平性等を踏まえつつ、受診控えにつながらないように、現場の事務負担にも配慮しながら、一定の公費負担を継続すること。
- 3 診療報酬の加算等を一定期間継続するとともに、発熱患者を受け入れる外来医療機関を増やすための支援を強化すること。

- 4 地域において必要な医療の提供、入院患者の受け入れができるよう、急激に減らすことなく十分な数の病床を確保することとし、病床確保料等をはじめとした病床確保のための支援を継続すること。
- 5 入院調整を円滑に行うため、患者の受け入れ可能病床の状況を医療機関で共有するための情報システムの構築等を進めるとともに、感染急拡大時など自治体による入院調整を求める場合には、法的根拠を整理した上で具体的な対応方針を早急に示すこと。
- 6 後遺症の治療や相談支援等の体制整備を行うとともに、診療報酬制度の拡充など、後遺症外来を実施する医療機関への支援を行うこと。
- 7 東京都は、国が実施しない場合も、ワクチン接種費用の公費負担、医療機関や福祉施設・事業所、学校での集中的検査、感染不安のある方への無料のPCR等の検査、臨時の医療施設・発熱相談窓口の設置、その他必要な対策について継続、強化すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち